

工 事 成 績 評 定 要 領

(最終改正 令和3年3月1日適用(令和3年2月24日付け2建政技第354号))

(目的)

第1 この要領は、長野県が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円以上の建設工事（「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」により発注する応急工事を除く）とする。ただし、発注機関の長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合には、500万円未満の建設工事についても、評定の対象とすることができるものとする。

(評定者)

第3 評定者は、しゅん工検査員、中間検査員、総括監督員等、主任監督員等及び監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査員

長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号。以下「規程」という。）第35条により所長がしゅん工検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(2) 中間検査員

規程第35条により、所長が中間検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第39条により会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(3) 総括監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに総括監督員として指定した職員をいう。総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の課長又は現地機関の課長若しくは所長の指定する職員をいう。

(4) 主任監督員等

規程第29条により、所長が工事の箇所ごとに主任監督員として指定した職員をいう。主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の係長又は現地機関の係長若しくは所長の指定する職員をいう。

(5) 監督員

規程第29条により、所長が工事箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績採点表（別記様式第1）、細目別評定点採点表（別記様式第2）及び考査項目別運用表（別記様式第1の別紙1から別紙4）により行うものとする。

- 3 評定の結果は、工事成績評定表（別記－1）及び項目別評定点（別表1）によりとりまとめる。
- 4 考査項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。
- 5 考査項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

（工事評定点の算定）

第5 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

ただし、中間検査を行わなかった場合の、しゅん工検査員の配分率は0.4とする。

評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	中間 検査員	総括監督 員等	主任監督 員等	監督員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4	

- 2 第1項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

（評定の時期及び評定者）

第6 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

また、中間検査員による評定は、中間検査時の評定を行うか、又はしゅん工検査後に全体の評定を行うかを選択できるものとする。

- 2 評定次ごとの評定者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1次評定 監督員・主任監督員等
- (2) 第2次評定 しゅん工検査員
- (3) 第3次評定 総括監督員等

- 3 同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

（評定の照査）

第7 所長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたかどうかの照査を行うものとする。

- 2 所長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関毎に設置する「工事等成績評定評価委員会」（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

（評定表の提出等）

第8 所長は、四半期毎に評定表をとりまとめ、翌月の25日までに工事事務管理システム端末機から入力又は建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第9 所長は、評定者から評定表等が提出された場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、

評定の結果を工事成績表評定通知書（様式第1-1）により通知するものとする。

（評定の公開）

第10 本要領に係る文書は、以下の各号の定めるところにより、公開するものとする。

- (1) 長野県公式ホームページで公開するもの
 - ① 工事成績評定要領
 - ② 工事成績評定要領上の各種様式
- (2) 発注機関で閲覧するもの
 - ① 工事成績評定通知書（様式第1-1）
（添付書類の別記-1及び別表1のうち、別記-1を除く）
工事成績評定修正通知書（様式第1-2）
（添付書類の別記-2及び別表2のうち、別記-2を除く）
 - ② 第12及び第13に定める説明請求書（再説明請求書を含む。）及びその回答
（様式第2-1、様式第2-2、様式第3-1、様式第3-2）
- (3) 請求により公開するもの（当該工事の受注者・現場代理人及び配置技術者本人（増員技術者含む。）には求め（口頭の請求）により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開）
 - ① 工事成績評定表（別記-1）、工事成績修正評定表（別記-2）
 - ② 評定根拠（工事成績採点表（別記様式第1）、細目別評定点採点表（別記様式第2）、
 考査項目別運用表（別記様式第1の別紙1から別紙4））

（評定の修正）

第11 所長は、第9の通知後、当該評定を修正する必要がある場合（瑕疵の発生など）は、第7第2項の委員会に意見を求め修正できるものとする。

2 評定の修正は、工事成績採点表（別記様式第1）、細目別評定点採点表（別記様式第2）及び考査項目別運用表（別記様式第1の別紙1から別紙4）を修正し、工事成績修正評定表（別記-2）及び項目別修正評定点（別表2）によりとりまとめる。

3 所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定修正通知書（様式第1-2）により通知するものとする。

また、その写しを遅延なく、建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

（説明請求等）

第12 第9又は第11第3項による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、所長に対し、説明請求書を提出※し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

※郵送の場合は、当日消印を有効とする。

2 所長は、前項による説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明請求への回答について（様式第2-1）又は工事成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について（様式第2-2）（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）により回答するものとする。

また、その写しを遅延なく、建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

- 3 所長は、前項による回答を行う場合、第7第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。
- 4 所長は、説明請求者に対し、説明請求書を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。ただし委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受理した日の翌日から起算して15日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

（再説明請求等）

- 第13 第12第2項の回答書を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、知事に対して、再説明請求書を提出※し再説明を請求することができるものとする。
- ※郵送の場合は、当日消印を有効とする。
- 2 知事は、前項による再説明の請求があったときは、入札及び契約に係る苦情申立手続要領（令和2年3月18日付け元契検第140号）。以下「手続要領」という。）第14、第15、第16及び第18に基づき処理するものとする。ただし、第14第2項については第2号による。
 - 3 前項において再説明請求者への回答は、工事成績評定に係る再説明請求への回答について（様式第3-1）又は工事成績評定の再説明請求に係る評定点の修正について（様式3-2）（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）によるものとし、却下する場合は手続要領の様式第6によるものとする。
 - 4 再説明請求の処理における手続要領の適用にあたっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

- 附 則 この要領は、平成14年8月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成16年8月20日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成17年5月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成18年5月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成20年7月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成22年1月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成22年7月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成23年9月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成24年8月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成26年12月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成27年10月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、令和3年3月1日から適用する。